

北杜市空き家等及び所有者不明土地対策審議会会議録

- 1 会議名 令和5年度 北杜市空き家等及び所有者不明土地対策審議会（第3回）
- 2 開催日時 令和6年3月1日（金） 午前10時から午前11時20分
- 3 開催場所 北杜市役所 西会議室
- 4 出席者（敬称略）
 - （1） 委員
鈴木良長、古屋昭彦、萩原英二、浅川英三、草野香壽恵、萱沼鉄男、保阪三郎、秋山純一、小池次郎、箕浦一哉、米山治良、岩間昭憲、荒木大輔、上野浩一
（欠席委員：坂本肇、清水一秀、板山俊一、坂本一春、木村敬三）
 - （2） 事務局
建設部長 齊藤乙巳士 まちづくり推進課長 末木陽一
景観指導担当 野口智宏、伊藤慶、山崎大輔

企画部長 中田治仁 ふるさと納税課長 松野純一郎
シティプロモーション担当 高柳直哉、清水蓉子
- 5 議題
経過報告
 - ・空き家等及び所有者不明土地対策審議会について
 - ・空家等対策の推進に関する特別措置法の改正点について
 - ・所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法について議事
 - （1） 北杜市空き家等対策計画変更案及び所有者不明土地対策計画案について
 - （2） その他
 - ・特定空き家等の状況について
- 6 公開・非公開の別
一部非公開
- 7 非公開の理由
北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成20年北杜市告示第6号）第3条第1項第1号に該当するため。
（北杜市情報公開条例（平成16年北杜市条例第12号）第5条各号に掲げる非開示情報に該当する事項について審議を行うとき）

8 傍聴人の数 1名

9 会議録署名委員（敬称略）

浅川英三、萱沼鉄男

●経過報告

事務局から空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正と所有者不明土地対策計画の作成制度が創設されたこと。これにより、審議会の名称を「北杜市空き家等及び所有者不明土地対策審議会」に変更したことの説明。

●質疑等なし

●議事1：北杜市空き家等対策計画変更案及び所有者不明土地対策計画案について事務局から説明

●質疑応答等

【議長】私の方から2つ質問したい。1つは管理不全空き家等の認定について、現地での立ち入り調査を委員が行って審議会で認定するということか。

【事務局】管理不全空き家について、審議会の皆様に審議いただくことは予定しておりません。特定空き家については、認定後に命令、代執行という強力な措置が取れることから、審議会の意見を聞いて慎重に実行するものですが、管理不全空き家については指導と勧告の措置だけで終わるものであるためです。

なお、管理不全空き家から特定空き家に認定する場合の手続きとしては、そのまま自動的に移行するのではなく、審議会の皆様にお諮りすることを想定しています。

【議長】もう一点。資料に不法侵入という言葉を追加するとあるが、この定義は空き家でガラスが割れている、侵入者が入った形跡があるという場合該当するものなのか。

【事務局】不法侵入の定義について、居住者やその建物所有者の承諾がなく建物に入ることが該当すると考えます。ただし、空き家については、建物管理者がいない状態ですので、形跡の状況から不法侵入と推測するしかないので、指導文書で不法侵入の形跡がある旨記載の上指導します。なお、後に所有者から承諾を得ている等の話があれば、それは審議会で認定するか否か諮る際の情報とします。

【議長】ありがとうございます。他に質問等無いようですので事務局にお尋ねします。この案について、今日の取りまとめが必要でしょうか。

【事務局】本日の審議会で変更案の説明をさせていただきましたが、お気づきの点、不明点等あるかと思います。そのため今回取りまとめの必要はなく、引き続きの審議を

お願いしたい。

【議長】今日はあくまでも改定内容の説明ということで各委員にお願いです。資料に基づきまして、もう一度精査していただきながら次の会議に何かご意見ありましたらご用意をお願いしたいと思います。

【事務局】審議の程よろしくお願いいたします。

ここで、簡単にスケジュールをお話しさせていただきます。空き家等の対策推進に関する一部改正、管理不全空き家等に関する事項について条例を改正いたしまして、本年6月に施行することとしております。只今ご審議いただいております、特に管理不全空き家等に関しましては、計画をご承認いただくことが前提となりますが、変更後、6月までに施行規則の方に管理不全空き家の認定基準を追加する必要が生じているところです。今回の計画変更にあたりましては、パブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメントの後、いただいたご意見をもとに再度答申としての審議会を開催させていただきたいと考えております。そのためスケジュールを考慮いたしますと、次回の審議会については、3月の下旬に開催をさせていただき、その中で方向性が出ればと考えております。

よろしくお願いいたします。

【議長】ただいま事務局の方より、もう一度審議する機会の方が欲しいということです。皆さんにお諮りいたします。今月審議会を開催する方向として、委員の皆様には案を持ち帰りいただき、ご意見等あれば事務局の方に連絡、次回に臨むということによろしいでしょうか。具体的な日程は事務局からありますか。

【事務局】3月の27日でお願いしたいです。

【議長】どうしても欠席の場合もあるかと思いますが、27日開催ということで、今日の案を揉んでいただくよう、ご検討をよろしくお願いいたします。

【委員】27日は午前か午後か確認したい。

【事務局】午前中でお願したい。

【委員】承知した。

【議長】欠席される方おりましたら、あらかじめ意見を事務局の方にお願いたします。委員の皆様から何かその他ということでご意見ご質問等ございますか。

【委員】今日頂戴したパンフレットを見たが、とても立派にできていると感心しました。これは一般の人達や市民に配布をする予定があるのか。

【事務局】ふるさと納税課からお答えします。こちらのパンフレットは、部数に限りがありますので各戸に配布することができないので、公共機関窓口等で周知し配付させていただきます。

【議長】各支所の窓口にパンフレットとしてあるようです。

事務局の方から何かその他ありますか。

【事務局】事務局からは特にありません。

つきましては、特定空き家について入っていただければと思います。

なお、先ほど傍聴人につきましては退席されていますので、非公開であることを宣言いただき、始めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【議長】それでは、ここからは非公開の議事に入らせていただきます。傍聴人は既に退席ということで、続けて特定空き家等の状況について、説明を事務局より願います。

●議事2：その他 特定空き家等の状況について事務局から説明

●質疑応答なし

[質疑内容については、北杜市情報公開条例（平成16年北杜市条例第12号）第5条各号に掲げる非開示情報個人情報を含むため公開しない。]

●その他委員より質疑

【議長】配布された資料について説明をお願いしたい。

【事務局】配布資料の漫画についてご説明いたします。

こちらは法務省が発行したもので2種類の漫画があります。1つが国庫帰属制度に関するもので、令和5年4月1日から相続土地国庫帰属制度という制度が始まり、相続した土地に手数料を払うことで国に寄付して管理をしてもらうことができる制度です。市民の方から相談があった場合に制度の案内をさせていただく予定です

もう1つは不動産相続に関するルールに関する内容で、この所有者不明土地法については、相続登記の義務化について書かれています。あとは近年の所有者不明土地がある中で、所有者が存在しないことを前提とした民法の改正等もありますので、それを記載した漫画となります。こちらについても私達で周知をしていきたいと思っております。漫画についての説明は以上です。

【委員】先ほどとてもよい空き家対策のパンフレットは各総合支所に置くとの事ですが、高齢者が多い地域、空き家が多い地域もあるので、区で回覧ということは検討されていますか。

【事務局】すみません、こちらは賛同していただく企業から寄付をいただいてこの冊子を作っている関係で、冊数の枚数が自治会にまで配るのは難しいと考えます。

【委員】今後、このような良いものは各行政区で構いませんので、配付いただくこと検討いただきたいと思います。

【事務局】この冊子自体のデータが、市ではなく業者側で持っているので、これを勝手にコピーするわけにもいかない事情があります。

【委員】わかりました。ありがとうございました。

【事務局】せっかくいただいたご意見、ありがたいものと思いますので、これについては検討させていただくということで、よろしくお願ひします。

以上

会議終了 午前11時20分

署名 _____

署名 _____